

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第2号

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則

神戸市看護大学学則（2019年3月30日学則第1号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
第1条～第4条（略） <u>（いちかんダイバーシティ看護開発センター）</u>	<u>いちかん看護開発センター</u>
第5条 本学に、 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u> を置く。	<u>いちかん看護開発センター</u>
2 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u> に関し必要な事項は、別に定める。 （職員）	二 <u>いちかん看護開発センター</u>
第6条（略）	
2 本学に事務局長、 <u>図書情報センター長</u> 及び <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長</u> を置き、必要に応じ、副学長及び学長補佐を置くことができる。	<u>図書館長</u> <u>いちかん看護開発センター長</u>
3 （略） （学長等の職務）	
第7条（略）	
2, 3 （略）	
4 <u>図書情報センター長</u> は、 <u>図書情報センター</u> の管理運営に関する所掌事務を掌理する。	<u>図書館長</u> <u>図書館</u>
5 （略）	
6 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター長</u> は、 <u>いちかんダイバーシティ看護開発センター</u> に関する所掌事務を掌理する。	<u>いちかん看護開発センター長</u> <u>いちかん看護開発センター</u>
第40条～第43条（略）	
附 則（略）	
_____	附 則 <u>この学則は、2025年4月1日から施行する。</u>